

松江市人材育成・確保支援事業補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

松江市告示第 145 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市人材育成・確保支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本産業標準分類（平成 25 年 10 月改定）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 情報通信業 日本産業標準分類に定める大分類に掲げる産業のうち、情報通信業に属するものをいう。
- (4) 人材育成計画 中小企業者が自社の人材を育成するために、自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣等の必要な要素をとりまとめて策定したものをいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市人材育成・確保支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が人材育成計画に基づいて実施する研修及び教育訓練又は慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	人材育成・確保に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。 (1) 人材育成事業

	<p>人材育成計画に基づき、自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施又は他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣等とする。</p> <p>(2) 人材確保事業</p> <p>慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組とする。</p>
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業又は情報通信業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和6年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書及びその明細の写し
- (2) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細が分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(読替規定)

2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第 5 条第 4 号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日松江市告示第 104 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日松江市告示第 69 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日松江市告示第 84 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日松江市告示第 128 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日松江市告示第 140 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日松江市告示第 73 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日松江市告示第 170 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日松江市告示第 432 号）

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、改正後の松江市中小企業人材育成支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日松江市告示第 233 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日松江市告示第 231 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日松江市告示第 245 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 人材育成事業

経費区分	内 容
専門家経費	指導、助言等を受けるために招聘した専門家等に謝金・旅費として支払う経費
委託料	外部への研修業務委託に要する経費
使用料	会場費
需用費	教材費
負担金	受講料(技術者向け通信教育を含む。)
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

(2) 人材確保事業

経費区分	内 容
人材紹介経費	有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者、外国人技能実習監理団体等が提供する人材紹介サービス等の利用に関する経費
広報費	パンフレット・チラシ等の印刷費、PR 動画作成費、人材募集広告費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費